

法人の方へ

「セキユリテファンド」および「セキユリテ被災地応援ファンド」には、法人単位でもご出資いただけます。お申込みに当たっては、下記の点にご注意下さい。

1. 会員登録方法

- 「姓名」の登録欄で、姓には法人名および代表の役職名と姓名を、名には取引担当者（法人を代表してファンドの申込等の手続きを行う者）の役職名と姓名をご登録下さい。

例) 取引担当者が代表者と同じ場合

姓：○△株式会社 代表取締役 山田 太郎

名：代表取締役 山田 太郎

例) 取引担当者が代表者と異なる場合

姓：○△株式会社 代表取締役 山田 太郎

名：管理部長 取引 次郎

(※)入力欄に入りきらない場合は、株式会社を(株)にする、姓名どちらかにはみ出した分を記入するなどしてください。

2. お申込方法

- 口座は、出資金の振込元口座、分配金の振込先口座ともに、法人名義の法人口座を登録して下さい。
- 電子メールは、取引担当者で連絡がつくメールアドレスを登録して下さい。
- 電話番号は、取引担当者で連絡がつく電話番号を登録して下さい。

3. 本人確認手続

法人でお申込の場合、法人だけでなく取引担当者に対する本人確認手続が義務づけられています。従いまして、それぞれ以下の資料をご提出下さい。

法人：6ヶ月以内に発行された法人の登記事項証明書またはそのコピー

取引担当者：現在居住住所に記載されている現在有効な免許証、健康保険等のコピー

4. 事業内容、取引担当者の確認

法人でお申込の場合、法人の事業内容および取引担当者の在籍確認が義務づけられていますので、ご登録の電話番号へ当社より連絡をさせていただきます。

5. 会計処理について

(1) 「セキユリテファンド」について

- 会計上の処理について、出資された金額が、全額、出資金（資産）となります。

(※)出資金に係る事業の業績に応じて、分配金が支払われます。「分配金」は、出資金額を超え、利益が生じた分（受取配当金）について20.42%（復興特別所得税0.42%含む）の源泉徴

収が行われ利益は通常の益金として処理します。

(2) 「セキュリテ被災地応援ファンド」について

- 出資1口あたり、出資金5,000円、出資金取扱手数料500円、応援金5,000円が必要です。会計上の処理は、出資金は出資金（資産）、出資金取扱手数料は支払い手数料（費用）、応援金は寄付金（費用）となります。

(※) 応援金（寄付金）は、一般の寄付金として一部損益算入が認められます。

詳細は国税庁等にお問い合わせください。

(※) 出資金に係る事業の業績に応じて、分配金が支払われます。「分配金」は、出資金額を超え、利益が生じた分（受取配当金）について20.42%（復興特別所得税0.42%含む）の源泉徴収が行われ利益は通常の益金として処理します。

6. 投資家特典について

- 投資家特典の法人内でのお取り扱いについて当社は一切関与せず、責任を負いかねますことをご了承下さい。なお、投資家特典については「希望しない」をご選択頂くことも可能です。
- 個別の特典（法人従業員限定現地視察ツアー、法人での講演会、第三者への特典発送等）をご希望の場合には、別途ご相談下さい。ただし、ご意向に添えかねる場合もありますので、予めご了承下さい。